

●育児休業の掛金免除の申出②

【記入例】同月内に、2回に分けて育児休業を取得し、休業日数が14日を超えた場合

湯島学園の私学一郎さんが令和〇〇年10月6日に生まれた私学翔平さんに係る育児休業を令和〇〇年4月1日から12日までと22日から25日の2回に分けて取得して、休業日数が14日以上になったので、育児休業の掛金免除を申請する。

記入箇所・記入例(育児休業等の申出)

産前産後休業
育児休業等 掛金等免除申出書

下記のとおり申し出ます。

令和 △△ 年 4 月 5 日

日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿

学校法人等所在地	郵便番号 (113 - 0013) 東京都文京区明神1-3-5		
学校法人等名	湯島学園		
代表者名	理事長 湯島 太郎		
事務連絡先電話番号 (必ず記入してください)	市外局番 03	局番 (3800)	番号 1000
	担当者氏名 人事課 ●●		

下記の申し出は事実と相違ないことを証明します。

令和 △△ 年 4 月 5 日

★赤枠で囲った部分のみ記入をしてください。

加入者番号		加入者氏名		生年月日		性別	
県コード	学種	学校番号	個人番号	年	月	日	1. 男 2. 女
1	3	A	123456780	3	昭和		1. 男
				4	平成	020710	2. 女

<産前産後休業>

申出 11702 訂正 11703 取消 11701

←該当の□に✓を入れてください。

書類に不備があった場合、確認の電話をする場合があります。連絡先と担当者氏名は必ず記入してください。

開始年月日	終了(予定)年月日	出産児数
106 1 5令和	114 5令和	121 1 単胎 2 多胎
122 5令和	129 5令和	※ 備考

<育児休業等>

※育児休業の申出は、**出産後から提出が可能**です。出産前の登録はできませんので、ご注意ください。

- 休業期間中に月末がない場合(月をまたがない休業)、休業日数が14日以上でないとその月の報酬分掛金等は免除になりません。
- 「育児休業等」「出生時育児休業」とともに、開始から終了(予定)までの引き続いた休業期間がひと月を超える場合のみ、月の末日を含む月に支給された賞与掛金等が免除になります。
- 月をまたいだ休業を複数回に分けて取得する場合は、それぞれの休業ごとに用紙を作成してください。

申出 11702 訂正 11703 取消 11701

←該当の□に✓を入れてください。

○育児休業等

開始年月日	終了(予定)年月日	開始年月日	終了(予定)年月日
106 2 (1) 5令和 △△0401	143 5令和 △△0412	150 2 (2) 5令和 △△0422	157 5令和 △△0425

休業開始年月日が同一月内で「育児休業等」を複数回取得する場合のみ、それぞれ記入してください。

(1)と同じ月内に同じ種類の休業を再度取得する場合、(2)に記入してください。

○出生時育児休業

開始年月日	終了(予定)年月日	①~②のうち就業日数(※)
3 (1) 164 5令和	171 5令和	178
(2) 180 5令和	187 5令和	194

※「就業日数」は、出生時育児休業取得期間中に就業(勤務)する場合に、その日数を記入してください。

ただし、就業日数を除いた休業期間が14日以上ないと、その月の報酬分掛金等は免除になりません。

【子の情報】

子の氏名	生年月日	出産予定年月日	備考
カナ 196 ショウヘイ	212 年 月 日	219 年 月 日	226
漢字 私学 翔平	5令和 ○○1006	5令和	

子の情報は必ず記入をしてください。
※双子など多胎児の場合は、最後に出生した子の氏名を記入してください。
登録できるのは一人になります。

私学事業団受付印